

# 児童手当・児童扶養手当 家庭支援などのご案内

～児童の健やかな成長を応援します～

問い合わせ 子育て支援課家庭係 **内線** 3472・3473・3481

## 児童手当

「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。  
平成24年4月の法改正によるものです。

### ■対象になる人

北上市に住民登録または外国人登録し、中学校修了前の児童（15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している人。  
※日本国外に居住している児童は支給対象になりません。  
※児童が施設に入所している場合は施設に支給されます。  
■手当の月額

児童の年齢	手当月額		
	所得制限非該当	所得制限該当	
3歳未満(一律)	15,000円	児童1人につき 5,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

※第3子以降とは、18歳になって最初の3月末までの間にある児童の中で数えます。

※所得制限は6月分以降の手当(10月定例払い分)から適用されます。

### ■所得制限

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※6月分以降の手当から適用となります。  
※平成23年中の所得額で審査します。

### ■申請について

子が生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようになります。手当は申請の翌月分から支給します。手当の申請は、父親または母親で生計中心者となります。公務員は勤務先での手続きとなります。  
※平成24年3月末時点で子ども手当を受給されている人は、新たに手続きする必要はありません。  
※申請が月を越える場合、児童の出生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算し

### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑(スタンプ式印鑑以外)
- ・申請者名義の預金通帳
- ・申請者本人の健康保険証(北上市の国民健康保険加入者は不要)
- ・養育している児童の住所が市外にあるときは、その児童の世帯全員の住民票
- ・申請者とその配偶者が、平成24年1月2日以降に北上市に転入した場合は、平成24年度課税・所得証明書(所得額と扶養人数が分かるもの)

### ■支給日

4～5月分：6月8日(金)  
※子ども手当(2・3月分)も併せて支給します。  
6～9月分：10月10日(水)  
10～1月分：2月8日(金)

### ■現況届の案内

6月分以降の手当から所得制限が適用されるため、児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出していただく必要があります。対象者には現況届の書類を送付します。必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必

ず届け出をしてください。なお、所得制限による審査で、受給者の変更をしていただく場合もあります。

### ■窓口

	とき	ところ
常設	随時	子育て支援課
特設	6/18(月)～22(金) 9:00～12:00、13:00～17:00 ※19日(火)は18:30まで	本庁舎1階ロビー

### ■郵送

〒024-8501(住所不要) 子育て支援課 あて

■子ども手当の手続きはお済みですか？  
平成23年10月1日時点で、北上市において子ども手当の受給資格があるが、平成24年3月末で子ども手当を受給されていない人は、9月28日(金)までに申請をすれば、平成23年10月分から平成24年5月分までの手当(4・5月分は児童手当)を支給します。なお、期限を過ぎた場合は支給されませんのでご注意ください。

## 児童扶養手当

ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立の促進のために支給します。

### ■受給できる人

次の条件のいずれかに当てはまる児童を育てている父親または母親、両親に代わってその児童を育てている人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができるるときなど、対象にならない場合があります。

▽両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)  
▽父親または母親が死亡した児童(遺族年金受給者は申請できません)

▽婚姻によらず生まれた児童  
▽父親または母親が重度障がい者の児童  
▽父親または母親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童  
▽父親または母親が1年以上刑務所などに収容されている児童  
▽両親の所在が不明の児童

### ■手当の月額

児童1人 41,430円  
(4月から変更になりました)  
児童2人 5千円加算、児童

3人以上 1人当たり3千円加算。  
※児童が18歳になる日以降、最初の3月まで支給します(ただし、障がい児の場合は20歳に達した日の前日の属する月まで)。

### ■所得制限

手当を請求する本人またはその同居の親族(扶養義務者)の、前年の所得額が所得制限額(左表)を超えたときは、一定期間減額または支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	認定者本人		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

## 特別児童扶養手当

障がいのある児童を養育している人に支給します。

### ■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

### ■児童の障がいの程度

手当には1級と2級があり、次の障がい該当します。  
▽1級 身体障害者手帳1級、2級程度の重度の障がいや、療育手帳A程度の知的障がい  
▽2級 身体障害者手帳3級、4級程度の中度の障がいや、これと同程度の知的障がい

### ■所得制限

手当を請求する本人か配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

### ■手当の月額(4月から変更になりました)

1級 50,400円  
2級 33,570円

## お母さん頑張ってる!

母子家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」「就業支援」などを行っています。どうぞご相談ください。

### 母子および寡婦

#### 福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の皆さんが、就業や児童の進学などで資金が必要なおときは、貸し付けを受けることができます。貸し付けの条件や限度額、利率、返済方法など、詳しくは花巻保健福祉環境センター北上分室(☎65-2732)へ。

#### 【貸し付けの対象】

- ・事業の開始、継続
- ・就職の支度、技能の修得
- ・住宅の補修や改築、増築
- ・医療や介護を受けるため
- ・子の小・中・高校や専修学校、大学などへの就学支度
- ・その他

#### 母子家庭自立支援事業

母子家庭のお母さんの就業に向けた能力開発と就業の促進を支援します。資格要件がありますので、あらかじめ同課へご相談ください。

### ■自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など就業に必要と認められる市が指定する講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。

### ■高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で受講する場合、受講する全期間、給付金を支給します(ただし、上限3年)。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します(ただし、20年4月以降の入学者のみ)。

#### ▽促進給付金

市町村民税非課税世帯  
：月額100,000円

市町村民税課税世帯  
：月額70,500円

#### ▽修了支援給付金

市町村民税非課税世帯  
：50,000円

市町村民税課税世帯  
：25,000円